

議題 2

天理市地域公共交通活性化協議会の設置について

現在、本市の中山間地域における持続可能な移動手段を確保するため、当該地域を運行するバスの再編計画について、本協議会、関係機関及び地元住民等と協議を進めています。検討中の再編計画では、奈良交通の路線バス天理都祁線（旧道系統）を休止し天理市コミュニティバス苜原線を延伸する予定であり、令和2年10月からの運行開始を目指しています。

つきましては、引き続き地元住民や関係団体等と十分な検討を積み重ね、路線の廃止等に関する協議を本協議会において行うため、本協議会を奈良県地域交通改善協議会幹事会（道路運送法施行規則第15条の4第2号に規定する地域協議会）の分科会として位置付けていただくための届出を行います。

○関係法規の規定

【道路運送法（抜粋）】

第15条の2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その6月前（旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その30日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

【道路運送法施行規則（抜粋）】

第15条の4 法第15条の2第1項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合については、次に掲げる場合とする。

- (2) 当該路線の休止又は廃止について地域協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。）において協議が調つた場合

(案)

第 号
令和2年3月 日

奈良県地域交通改善協議会幹事会

代表 奈良県県土マネジメント部長 様

天理市地域公共交通活性化協議会
会 長 並 河 健

天理市地域公共交通活性化協議会の設置について

天理市地域公共交通活性化協議会は、道路運送法施行規則第9条の2に規定する地域公共交通会議の性格を有する協議会として、天理市の主宰により平成20年3月27日付けで設置していますが、今般、奈良県地域交通改善協議会幹事会の分科会と位置づけていただきたく、奈良県地域交通改善協議会設置要綱第16条の規定に基づき、届出をいたします。